

新品レールは毎年だいたい7～10万t程度投入されているので、いま仮りに10万t投入されるとすれば7万tが発生するが、そのうちレールくず(1本の長さ1m以上5m未満のもの)が約1割の7千tあるので、残り63千tが部内利用および売却されることとなる。

5 売却契約

(1) 売却契約方式

契約事務規程(昭和31・7・24総裁達第482号)の定めによる随意契約を除き、公開競争契約の方式によることを原則としている。物品購入の場合は、[公正協議による契約]の方式によることができるが、物品売却の場合はこの方式によることが許されていないことは、売却の場合の特長である。

(2) 売却価格

資計第5,117号(全額相手方負担の請願工事で請願者が国または公共団体であり、かつこの施設が完成後は国鉄の所有に帰する場合[用途廃止後、相手方に残存物件を返還するものを除く]の物品の払出は、すべて帳簿価格によって処理される。この場合の用品割掛は相手方の負担とし、仮受金または未収金から振替えるものとする)によって売却する場合、日本国有鉄道専用線規則(昭31・8・10日本国有鉄道公示第290号)の定めによる専用者に古レールおよび古ガーダを売却する場合(この場合は専用線の撤廃または軌条更換の場合は無償で国鉄に譲渡する条件で帳簿価格で売却する)および委託調弁した物品を委託者に売却する場合のほかはすべて時価によることになっている。したがって出納簿の価格は売却価格に何らの関連もないのである。

(3) 引渡し期日と引取期限

売却契約書の引渡し期日と引取期限は異なっているのが通例であり、部外の者は引渡しを受けた日がすなわち引取期日だと考えて、契約履行上手違いを生ずることがあるが、国鉄でいう引渡しとは、契約の相手方に具体的に目的物を示し、その受取書を徴したときをもって目的物の受渡しがあったものとし、買受者が目的物を国鉄の置場から搬出することを引取りというのである。したがって引渡しは完了し引取りが完了していない物品の保管の責任は買受者にあるのであって、国鉄側は、未引取物品の監視を道義的にするに過ぎないことになるので、買受者は引渡しを受けた物品の引取りをすみやかに行うべきである。

(4) 入札保証金

申込価格の $\frac{10}{100}$ と定められているが、申込者がその額をこえる金額を納付することは可能で、この所定金額をこえた金額はいかなる場合にも国鉄は取得せず申込者に返還することとなっている。

(5) 本社における公開競争入札の公告日数・下見期日

ア 公告日数 とくに緊急を要する場合のほか、公告日数は、11～15日としている。売却に付するような物品は、購入物品と違って品名は同一であってもその内容は区々である。したがって入札参加者に売却物品の下見と、入札価格の検討を十分してもらうことは、売却事務を円滑にするために必要なことである。この意味から将来とも公告日数はやむをえない場合のほか短縮しない。

イ 下見期日 入札参加者はいつでも下見のできることを希望する。一方現品を保管している現場としては、公告期間中無制限に下見者を案内し説明をすることは支障がある。この両者の希望を調整して、公告期間の中ほどに2～3日の下見期日を指定することにしたのである。

(6) 本社契約物品中の主要なるもの

本社契約物品中の主要なものにつき売却契約の概要を記す。

ア 普通鋼くず

(ア) 昭和31年度における売却契約実績は年間93,400tで過去数箇年の実績平均100,000～110,000tを多少下回る結果となったが、一方最近の国内鉄鋼事情は各種産業の需要が異常に増大しその確保が極めて困難となった。

国鉄においてもさきに樹立した輸送力増強5ヶ年計画の遂行の成否は1つに鉄鋼確保いかんにかかるとなったので、この鉄鋼確保のためのリターンくずの回収について実施要領を策定(鋼くず、古レール等の回収促進について[昭32・3・30資計第945号依命通達])着々実行に移しつつあるのでその効果は32年度下期以降に現れるものと思われる。

(イ) 国鉄で調達する鋼材類(年間およそ260,000t)を質的・量的・时期的に確保するとともに、これら調達鋼材類の購入価格の調整に役立たせ、かたがた発生鋼くずの引取りを円滑ならしむるために、毎四半期の初頭に、その期の発生見込量を、八幡製鉄外23社(国鉄に鋼材類を常時納入し、溶解炉をもっている)に、納入数量に応じて配分し、売却契約を締結している。

(ウ) 売却価格は昭和30年4月以降原則としてカルテル価格(鉄くず需給委員会で決定する国内くず購入価格)によることとなったが、例外としてレール、レール付属品およびタイヤの購入に関連して製鋼メーカーにリターンする鋼くずの売却価格は別途18,500円ベースのものを採用している。31年度の価格推移はつぎのとおりである。

普通鋼くず売却単価表

期別	特級品	1級品	2級品	級外品(A)	級外品(B)	ダライ粉
1～4 半期	24,700	23,800	20,900	17,800	15,700	16,300
2～ "	27,000	26,000	22,500	18,900	16,200	17,800
3～ "	29,000	27,900	24,200	20,300	17,400	19,100
4～ "	29,000	27,900	24,200	20,300	17,400	19,100
18,500円ベース	18,500	17,700	15,500	13,000	11,500	12,200

イ 廃用車両

(ア) 31年度の売却廃用車両の種類・両数・金額はつぎのとおりである。

種別	両数	金額
蒸気機関車	1	1,724,100
電気機関車	5	15,672,300
電車	14	53,205,300
客車	7	5,437,100
貨車	133	31,404,100
台車	30	4,361,600
軽便蒸気機関車	3	754,200
計	193	112,558,700

(イ) 上記売却車両193両のうち、軽便蒸気機関車3両754,200円は公開競争入札により、他の190両111,804,500円は随意契約によって売却したものである。随意契約によって売却する場合の売却価格は、一定の公式を用いて算定する。

ウ 非鉄金属くず

本社売却の非鉄金属くずは、銅電線くず、銅くず、青銅くず、鉛くず等である。ケーブルくずおよび特号銅電線くずを除きいずれも公開競争入札により売却している。

(ア) 銅電線くず

ここにいわゆる銅電線くずとは、ケーブルくず、ゴムケーブルくず(鉛被ゴム線、ゴム線、網代鉛被ゴム線、網代ゴム線)、ジョイントくず、非燃焼被覆銅電線くず、特殊銅電線くず、燃焼被覆銅電線(被覆線を燃焼して銅線を回収するもの)をいう。